

仁川月見ガ丘地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(緑の配置の配慮)		
開発事業者は、建築物の建築計画にあたっては、道路に接する部分にブロック等により区画された植栽柵や花壇を設けるよう努める。		
第6条(雨水排水対策の配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、降雨時の浸水災害を防止するために、透水性舗装や雨水貯留施設等を設置するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加を抑制するよう努める。また、道路側溝及び敷地間の排水路は、その機能を維持するよう努める。		
第7条(防犯対策の配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、道路に面して門灯を設置し、夜間の点灯に努める。		

備考

- 1 仁川月見ガ丘地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 ※審査欄は、記入しないで下さい。
- 4 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、配慮した具体的な内容を記入してください。